

# 千葉県自然観察指導員協議会規約

1983年9月4日施行

2022年2月11日改訂

1. この会は千葉県自然観察指導員協議会(略称「自然観察ちば」とする。
2. この会は自然観察の開催を通して生物の多様性を維持する自然の保全に留意し自然保護思想の普及啓発に努める。さらに指導員の連絡、協力と親睦を深め、研修、調査などを通して資質の向上を図ることを目的とする。
3. この会は上記の目標に従い、次の事業を行う。
  - (1)会員の企画実施する自然観察会に関して、相互に援助協力する。
  - (2)地方自治体・各種団体等の行う自然保護に関する事業について、本会の目的に反しない限り支援・協力する。
  - (3)会員の資質の向上・親睦のための研修会・観察会・会報の発行その他必要な事業を行う。
4. この会の会員は財団法人日本自然保護協会の認定した自然観察指導員および会の主旨に賛同する者とする。なお会費を1年以上納入しない場合は退会したものと見なす。
5. この会に次の役員を置く。任期は2年とし、総会で選出する。

なお、感染症等で役員選出の環境が整わない場合は、総会の決議でその任期を次の総会まで延期することができる。

|      |     |
|------|-----|
| 代表   | 1名  |
| 副代表  | 若干名 |
| 事務局長 | 1名  |
| 会計監査 | 2名  |
| 顧問   | 若干名 |

任期の途中において役員に欠員が生じ、会の運営に支障をきたす場合は、月例会において役員を補充し、機関誌で報告するものとする。

6. この会は月例会の協議を経て、会員に通信員を依頼することができる。通信員は依頼に応じて会報用に各地域の自然情報を提供する。
7. この会の会議は総会・月例会とする。総会は原則として年度のはじめに代表が招集し開催する。月例会は役員により原則として毎月1回開催する。月例会の決議は出席役員の過半数で決する。すべての会員は月例会に出席し、意見をのべることができる。
8. 会費は年額3,000円とする。会計年度は1月1日にはじまり、12月31日に終わる。
9. この規約に記載なき事項は内規とし、月例会で定め、次回の総会で報告するものとする。
10. この規約を改正する時は総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

本規約は2022年2月11日よりはじまる。

- (付則)
1. この会の所在地は代表宅または事務局長宅におく。
  2. 入会は所定の入会申込用紙に会費を添えて、担当役員に申込む事とする。
  3. 家族が会員の場合は、年会費は1人分とし、発送する会報なども1部とする。
  4. 10月 - 12月に入会するものは入会時に納める会費は次年度分とみなされる。